

保護者の皆さまへ

令和2年5月26日
聖母の園保育園
(発行-10)

給食費の取扱いについて

緊急事態宣言中、及び解除後の自粛へのご協力ありがとうございます。
当園では3歳児から5歳児の給食費の取扱いについて、以下の取扱いを行っております。毎月27日に当月分(1か月分)を口座振替させていただいております。食材の発注等もあり、緊急事態宣言中の取扱いについても同様となります。保護者の皆さまのご理解をお願いいたします。

登園日数が0日の場合・・・0円(差額は翌月で調整)

登園日数が10日未満・・・半額(差額は翌月で調整)

登園日数が11日以上・・・全額

※ 尚、ご不明な点は事務所までお尋ねください。